

綾瀬市広告掲載取り扱い基準

(平成18年5月1日制定)

(平成26年6月10日改正)

(平成27年7月1日改正)

この基準は、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱第3条2項に規定する規制業種、掲載基準等について定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づいて判断する。

(掲載しない業種又は事業者)

1 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) たばこ、ギャンブルにかかるもの
- (5) 市税を滞納しているもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者等
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 行政指導を受け、改善がなされていない事業者等
- (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)でインターネット異性紹介事業と規定されるもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号)に規定する暴力団・暴力団員・暴力団員等・暴力団経営支配法人等又はそれらと密接な関係を有すると認められる者

(掲載しない内容)

2 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (2) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (3) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 社会的に非難を受け、不適切なもの
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - ・人の人格・身体・思想等を侵害するもの
 - ・人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
 - ・人又は法人等の名誉を毀損するもの

(8) 青少年の健全育成に反するもの

- ・暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
例> 広告する商品等とは無関係に、単に目立たせるための裸体姿等必然性のないもの
- ・ギャンブルを肯定するもの
- ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの
例> ギャンブル、ゲームセンターなどをその都度適否を検討する。

(9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・法令で認められていない業種・商法・商品を表示又は是正するもの
- ・国家資格に基づかないものが行う療法等に関するもの
- ・誇大・比較広告等、根拠のない表示や誤認を招くようなもの
例> 世界一、一番安い等、内容が客観的に実証されていないもの
- ・割引価格の表示に関するもの
例> 50%引き等、対象となる元の価格の根拠が明示されていないもの
- ・射幸心を著しくあおる表現の禁止に関するもの
例> 今が・これが最後のチャンス等
- ・責任の所在が明確でないもの
(広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先は固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。)
- ・不当景品類及び不当表示防止法に違反するもの
- ・特定商取引法で規制されている内容等に違反するもの

(10) 商品先物取引等に関するもの

(11) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりする恐れのあるもの

(12) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

(13) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

(広告の種類や業種ごとの表示規制)

3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載する際、表示規制を要する。なお、各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制について遵守すること。

(1) 人材募集広告

- ・労働基準法等関係法規を遵守していること。
- ・人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。
- ・人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

- ・安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
例> 一ヶ月で確実にマスターできる等

(3) 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)

- ・合格率など実績を載せる場合は、実績年も合わせて表示する。

(4) 外国大学の日本校

- ・下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(5) 資格講座

- ・民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講習を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

- ・「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- ・資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- ・受講費用がすべて公費負担でまかなえるかのように誤解される表示はしない。

(6) 病院・医院・医療機関

- ・医療法(第6条の5及び第6条の7)及び獣医療法(第17条)に規定する事項以外は広告できない。
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(第7条)及び柔道整復師法(第24条)についても、規定する事項以外は原則として広告できない。
- ・「医学博士」「大学医学部卒業」「学会認定医」の表示はできない。
- ・特に「美容外科」「形成外科」などは、デザインに注意を払う必要がある。
- ・付帯業務(コンタクトレンズ又は老人保健施設等、医療法にかかわらない業務をいう。)は、医療法により、同一広告枠内での表示はできない。

(7) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

サービス全般

- ・介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
- ・広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- ・利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

例> 綾瀬市事業受託事業者

有料老人ホーム

- ・ に規定するもの
- ・厚生労働省の定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、当該指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て表示すること。
- ・所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- ・公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しな

いこと。

有料老人ホームの紹介業

- ・ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- ・ 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

介護老人保健施設

- ・ 介護保険法（第98条）に規定する事項以外は原則として表示できない。

(8) 医薬品

- ・ 下記の主旨を明確に表示すること。

「この薬は、使用上の注意をよく読んで正しくお使いください。」

ただし、別に定めた厚生労働省の基準により表示が必要でないものもある。（ビタミン剤など誤用しても危険度の小さいもの等）

- ・ 効能の約束表示はできない。

例> やせる、なおる、健康になる等

(9) 健康食品・保健機能性食品類

- ・ 医薬品ではなく、「飲料品」なので、「疾病名」及び「効果」の表示はできない。

例> 腰痛に効く、アトピーがなおる等

- ・ 「薬卵」「薬根」など「薬」の文字を冠した表現はできない。

例> 薬草をえさとして産ませた薬卵を使った飲物等

- ・ 身体の特定の部位を示して、それへの効果を表示することはできない。

例> おなかのぜい肉をとる等

- ・ 薬や食品で改善できないことをその効果をみせかけた表示はできない。

例> 運動不足の人に等

(10) コンタクトレンズ

- ・ 下記の主旨を明確に表示すること。

「コンタクトレンズは医療器具（用具）です。必ず眼科医の処方により、正しくお使いください。」

(11) 不動産事業

- ・ 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。
- ・ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- ・ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
- ・ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例> 早い者勝ち、残り戸数あとわずか等

(12) 弁護士・税理士・公認会計士等

- ・ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(13) 旅行業

- ・ 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
- ・ 不当表示に注意する。

例> 白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(14) 通信販売業

- ・無許可商品、粗悪品など不適切商品の広告は掲載しない。

(15) 雑誌・週刊誌等

- ・適正な品位を保った広告であること。
- ・見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- ・性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- ・犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- ・タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮ある表現であること。
- ・犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- ・未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- ・公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(16) 映画・興行等

- ・暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- ・性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ・いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- ・内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- ・ショッキングなデザインは使用しない。
- ・その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- ・年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。

(17) 結婚相談所・交際紹介業

- ・結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- ・掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(18) 調査会社・探偵事務所等

- ・掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(19) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- ・掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- ・出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(20) 募金等

- ・厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- ・下記の主旨を明確に表示すること。

「 募金は、 知事の許可を受けた募金活動です。」

(21) 質屋・チケット等再販売業

- ・個々の相場、金額等の表示はしない。

例> のバッグ 50,000 円、航空券 東京～福岡 15,000 円等

- ・有利さを誤認させるような表示はしない。

(22) トランクルーム及び貸し収納業者

- ・「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
- ・「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の 〇〇 は、倉庫業法に基づく ” トランクルーム ” ではありません。」等

(23) ダイヤルサービス

- ・各種のダイヤルサービスは内容により規制する。

(24) 規制業種の企業による規制業種以外の広告

- ・規制業種の企業による規制業種以外の広告は、掲載基準に定められた業種、商品等の規制範囲内でその掲載を認める。

(25) ウィークリーマンション等

- ・営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(26) その他、表示について注意を要するもの

- ・宝石の販売

虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例> 「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない。)等

- ・肖像権・著作権

無断使用がないか、確認する。

- ・個人輸入代行業等の個人営業広告

- ・割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示する

例> 「メーカー希望価格の30%引き」

- ・無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合があるときはその旨を明示すること。

- ・アルコール飲料

未成年の飲酒と飲酒運転の禁止について明示し、飲酒を誘発するような表現は行わない。

(その他)

4 その他取り扱い基準に関する事は次のように定める。

- (1) 施行日において既に申込みのあるものについては、これまでの基準によるものとする。